

～業務上毒物・劇物を使用される方へ～

毒物・劇物の取扱いに注意しましょう

皆様は業務において毒物・劇物を含む様々な薬品を使用されておられますが、使用する薬品の盗難や事故等が発生してしまうと、自社だけでなく周辺地域にも影響を与えてしまう恐れがあります。

このリーフレットでは毒劇物の管理に関する規定についてまとめましたので、業務の参考としてください。

○最近の事故事例

発生年月	内容
平成 28 年 4 月	業務に使う過酸化水素を含む洗浄剤を社用車に積んだままにしていたところ、車ごと盗難。
平成 28 年 8 月	水酸化ナトリウム貯蔵タンクのバルブが経年劣化により破損し、付近の水路に流れ込むとともに、作業者が負傷。
平成 28 年 10 月	配管工事の際に作業手順を遵守しておらず配管を破損、硫酸が漏洩して作業者が負傷。
平成 28 年 11 月	水酸化ナトリウムの貯蔵タンクが老朽化により破損し、一部が隣接工場の敷地に流出して土壌を汚染。

厚生労働省ホームページより

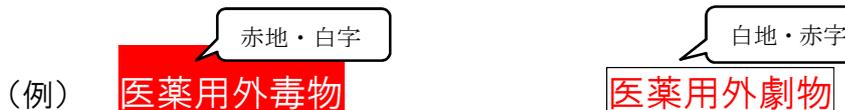
○毒劇物に関する規定

毒物・劇物の盗難・紛失・漏洩等の防止

毒劇物を貯蔵等する場所は、その他の物を貯蔵等する場所と明確に区別され、一般人が容易に近づくことができない「毒劇物専用」で「鍵をかけられる堅固な設備」であることが必要です。毒劇物の管理に当たっては管理マニュアル等を定め、毒劇物の管理方法、責任・連絡体制等を明確にするとともに、設備の日常点検、定期検査を実施や、使用量の記録・在庫量の定期点検等の適切な管理をしてください。

毒物・劇物の表示

毒物が入った容器、袋には赤字に白字で「医薬用外毒物」の文字を、劇物が入った容器、袋には白地に赤字で「医薬用外劇物」の表示が必要です。



毒劇物を貯蔵等する場所には「医薬用外毒物」、「医薬用外劇物」の表示が必要です。なお、貯蔵場所等の表示に色の指定等はありません。

毒物・劇物の廃棄、事故の際の措置

毒劇物を廃棄する場合には、処理の基準に従って廃棄することが必要です。

また、毒劇物を漏洩、流出等の事故が発生した場合には、応急の措置を講ずるとともに、医事・薬事課、最寄りの警察署（海に流出した・流出する恐れのある場合には海上保安署）及び消防署へ直ちに届け出て指示を仰いでください。

毒劇物を盗難・紛失した場合にも、直ちに医事・薬事課、警察署に届け出てください。

問合せ先

川崎市健康福祉局保健所医事・薬事課 薬事担当

電話: 044-200-2461 FAX: 044-200-3934 e-mail: 40iziyak@city.kawasaki.jp